

○玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働のまちづくり推進の観点から地域の課題解決やまちの活性化を図るため、市民活動団体が実施する主体的なまちづくり活動に要する経費に対し、予算の範囲内において玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行う地域団体、まちづくりグループ、特定非営利活動法人等の非営利の団体で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 5人以上の構成員がいること。

イ 活動の拠点を市内に有し、又は団体の活動が専ら市内で行われていること。

ウ 市民に開かれた団体であること。

エ 団体の規約、会則その他これらに類する諸規定（以下「規約等」という。）を定めていること。

オ 独立した組織であること。

(2) まちづくり活動 市民活動団体が、自らの信念及び責任に基づいて、主体的かつ意欲的に行う活動であって、地域に対し直接的な公益性のあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する補助対象事業を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 行政区、自治会その他の公益的団体又はこれらの連合体であること。
- (2) 主な構成員に、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が5人以上いること。
- (3) 暴力団（玉名市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が行うまちづくり活動で、行政区その他の公益的団体が相互に協力しながら実施するものであること。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 市の他の補助を受けている事業又は補助の対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 既存の建物等の修繕又は備品の購入を目的とする事業
- (5) 団体の運営を目的とする事業
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (7) 営利を目的とする事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないと認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費から国、県等の補助金を控除した額の2分の1以内の額とし、補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。この場合にお

いて、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とする。

(令5告示98・一部改正)

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体（以下「申請者」という。）

は、笑顔のまちづくり応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の構成員の名簿

(4) 規約等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、必要に応じて補助対象事業又は補助対象事業に類似する事業に関して市、市の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が交付し、又は支払う助成金、委託料等に関する資料を添付させるものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を

玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）

に諮り、その審査の結果を基に、補助金の交付の可否及び額を決定し、笑顔のまちづくり応援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、審査会は、必要に応じ関係するものの意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の審査の結果について公表するものとする。

(変更の申請等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、笑顔のまちづく

り応援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により当該申請を行った補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、笑顔のまちづくり応援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 領収証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 補助金の額は、前条の規定による実績報告に基づき市長が確定し、笑顔のまちづくり応援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（令3告示96・一部改正）

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定をした後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、笑顔のまちづくり応援事業補助金返納通知書（様式第12号）により、その超える部分の額に相当する補助金の返納を命ずるものとする。

（令3告示96・一部改正）

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。

(4) 補助対象事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（審査会）

第15条 補助金の交付に関し審査を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、企画経営部長、総務課長、地域振興課長、コミュニティ推進課長、総合福祉課長、農業政策課長、都市整備課長及び教育総務課長をもって組織する。

3 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長は企画経営部長を、副会長は地域振興課長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理す

る。

6 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

7 審査会の庶務は、企画経営部地域振興課において処理する。

(令5告示38・一部改正)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日告示第96号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第38号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月31日告示第98号）

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

申請者

1 団体名称	フリガナ
2 団体所在地	
3 代表者 職・氏名	(職)
	フリガナ
	(氏名)
4 代表者氏名	
5 日中の連絡先	

笑顔のまちづくり応援事業補助金交付申請書

玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金の交付を受けたいので、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。申請に当たっては、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 8 条の規定を遵守し、申請内容及び関係書類に虚偽がないことを誓約します。

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 事業の名称

3 事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 4 関係書類
- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 収支予算書（様式第 3 号）
 - (3) 団体の構成員の名簿
 - (4) 規約等
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1 団体について

団体の名称	ふりがな	
主な活動地域	小学校区、旧小学校区、行政区、町名等を記載してください。（例：高瀬、岩崎など）	
主な活動内容	補助金の申請事業ではなく、団体の通常の活動内容を記載してください。	
代 表 者	ふりがな	
	氏名	
	住所（〒 — ）	
	電話番号	F A X
担 者 者	代表者と同一である ☐ はい ☐ いいえ（下記に記入してください。）	
	ふりがな	
	氏名	
	住所（〒 — ）	
	電話番号	F A X
	E メールアドレス	
決定通知等書類の 送付先	送付先として希望する欄に ☒ してください。	
	☐ 団体所在地	☐ 代表者住所 ☐ 担当者住所
他の補助金 について	市や市の外郭団体等から助成金や委託料を受けている（予定している）	☐ はい（※） ／ ☐ いいえ
構成員になる 条件		
設立年月日	年 月 日	
概算支払 希望の有無	☐ 概算払を希望する ☐ 概算払は希望しない	

※「はい」にチェックした団体のみ、下記に内容等を記載してください。

助成金や委託料の 名称	
担当所管名称	

☐ 上記の助成金や委託料等は、この事業への充当をしません。

(1) 申請事業名称

--

一番近いと思われるものを一つ選び、チェック (☑) をしてください。

□対話の場づくり □まちの話題や情報を知らせる □困りごとを解決
□地域資源の活用、魅力アップ □まちの新たなチャレンジ

何のために申請事業を実施するのかを記載してください。

何のために申請事業を実施するのかを記載してください。

補助金により実施する事業の概要を記入してください。

(例) 事業名、期日、場所、連携団体名、内容

※原文は、市ホームページで公開いたしますので、事業目的がよくわかるように記入してください。

講演及び指導の内容

講師及び指導者の氏
名及び肩書き（既に
決まっている場合）

※算定は、市の基準を上限とします。

申請事業によりどのような効果（地域の活性化）が期待できるかを記入してください。

申請事業によりどのような効果（地域の活性化）が期待できるかを記入してください。

(7) 事業の継続性

次年度以降、事業をどのように自立させ、継続させ、及び発展させていくか。以下の項目にチェックをしてください。

- ☐ 自主財源で継続予定 ☐ この補助金を受けて継続予定
☐ 他の制度を利用して継続予定 ☐ 中止又は休止予定 ☐ その他

(8) 他団体との協力及び連携

この補助金の申請事業は、行政区・自治会又は（旧）小学校区内で公益的活動を行う団体（以下「公益的活動を行う団体」という。）が相互に協力し、及び連携して実施する事業です。

① 協力・連携先の行政区・自治会・支館及び協力連携方法

連携団体等名称	
協力・連携方法 （該当するものに チェック☑をして ください。複数選 択可）	☐ 行政区・自治会の掲示板に、チラシ、ポスター等の掲示を してもらう。 ☐ 行政区・自治会でチラシ等を配布してもらう。 ☐ 行政区・自治会・支館の方が、スタッフ又はお手伝いとして 協力する。 ☐ その他 ※内容を具体的に記載してください。

② 協力・連携先の行政区・自治会・支館以外の公益的活動を行う団体

連携団体等名称	
協力・連携方法 （該当するものに チェック☑をして ください。複数選 択可）	☐ 共同で主催（企画・運営）する（共催事業）。 ☐ 主催事業又は共催事業にスタッフ又はお手伝いとして協力 してもらう。 ☐ その他 ※内容を具体的に記載してください。

(9) 申請事業への地域住民の参加方法

参加対象	☐ 未就学児 ☐ 児童 ☐ 青年 ☐ 壮年 ☐ 中年 ☐ 高齢者 ☐ 全世代 ☐ 保護者
参加方法	☐ イベント等への参加 ☐ 運営スタッフ又はお手伝いとして協力 ☐ その他
その他	※その他にチェックがある場合は、その内容を記入してください。

(1 0) 事業日程及び具体的取組

期日	行事名	具体的取組
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		
事業完了予定日		年 月 日

様式第 3 号（第 8 条関係）

収支予算書

収入 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
市補助金		玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金
国、県等の補助金		
自己資金		
合 計		

※玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金計算式

(補助対象経費計－国、県等の補助金) × 1 / 2 (1 円未満は切捨て)

支出 (単位：円)

項 目		金 額	内 訳
補助対象経費	人件費		
	報償費		
	旅費		
	消耗品費		
	燃料費		
	食糧費		
	印刷製本費★		
	光熱水費		
	通信運搬費		
	広告料★		
	手数料		
	保険料★		
	使用料及び賃借料★		
	原材料費★		
	備品購入費★		
	委託料★		
	その他の経費		
補助対象経費計			
補助対象外経費			
補助対象外経費計			
総事業費			

※収入の合計＝総事業費

(注) ★は、根拠の分かる書類等（＝見積書等）を添付すること。
※この収支予算書は、この事業に要する予算です。貴団体の予算ではありません。よって、団体等の日常運営の人件費、事務所賃借料、備品購入費及び光熱水費並びに日常運営に要する消耗品費は、対象外です。

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



笑顔のまちづくり応援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請があった玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金については、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり交付を決定（却下）したので、同項の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 交付条件（却下の理由）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

（申請者）住 所 _____
団 体 名 _____
代表職氏名 _____
電 話 番 号 _____

笑顔のまちづくり応援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった玉名市笑顔の
まちづくり応援事業補助金について、次のとおり変更したいので、玉名市笑顔のま
ちづくり応援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて
申請します。

1 事業の名称

2 変更理由

3 変更内容

4 添付書類 変更内容を証明する書類（中止の場合は添付不要）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



笑顔のまちづくり応援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請があった玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金については、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により次のとおり承認したので、同項の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 変更内容
- 3 その他

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

申請者

1 団体名称	フリガナ
2 団体所在地	
3 代表者 職・氏名	(職)
	フリガナ
	(氏名)
4 代表者氏名	
5 日中の連絡先	

笑顔のまちづくり応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金の事業について、完了したので玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業の名称

2 交付決定額（既交付金額）

円（ 円）

3 補助金の決算額

円

4 関係書類

- (1) 事業報告書（様式第 8 号）
- (2) 収支精算書（様式第 9 号）
- (3) 領収証の写し
- (4) その他市長が認める書類

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

事 業 報 告 書

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の内容	
参加者数	人
事業に対する 参加者の声	
事業の成果	

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

収 支 精 算 書

収入 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
市補助金		玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金
国、県等の補助金		
自己資金		
合 計		

※玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金計算式

(補助対象経費計－国、県の補助金等) × 1 / 2 (1 円未満は切捨て)

支出 (単位：円)

項 目		金 額	内 訳
補助対象経費			
補助対象経費計			
補助対象外経費			
補助対象外経費計			
総事業費			

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



笑顔のまちづくり応援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

なお、返還額が生じた場合は、遅滞なく納付書において補助金を返還してください。

1 確 定 額 _____ 円

2 返 還 額 _____ 円

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

住 所	
団 体 名	
代表職氏名	印
電 話 番 号	

笑顔のまちづくり応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金について、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり（精算払・概算払）を受けたいので請求します。

- 1 事業の名称
- 2 請求金額 円
- 3 振込先

支払方法	口座振込		
金融機関名			
口座種類		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



笑顔のまちづくり応援事業補助金返納通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金について、返納が必要なので、玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により、次のとおり返納を命じます。

- 1 事業の名称
- 2 返納の理由
- 3 返 納 金 額 _____ 円
- 4 返 納 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第 1 号（第 8 条関係）

（令 3 告示 9 6 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

（令 3 告示 9 6 ・ 一部改正）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

（令 3 告示 9 6 ・ 一部改正）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

（令 3 告示 9 6 ・ 追加）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

（令 3 告示 9 6 ・ 旧様式第 1 0 号繰下）

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

（令 3 告示 9 6 ・ 旧様式第 1 1 号繰下）